議案第 33 号

後期高齢者医療条例の一部を改正する条例

令和 4 年 6 月 8 日提出

熊取町長 藤原 敏 司

提案理由

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 (令和4年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第1号)が令和4年4月1日に施行され たことに伴い、後期高齢者医療条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を 提出するものです。

後期高齢者医療条例の一部を改正する条例

後期高齢者医療条例(平成20年条例第1号)の一部を次のように改正する。 第2条第8号中「附則第5条第1項」を「附則第3条第1項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

後期高齢者医療条例(平成20年条例第1号)の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
(本町において行う事務)	(本町において行う事務)
第2条 本町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。	第2条 本町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。
 (1)~(7) (略) (8) 広域連合条例<u>附則第3条第1項</u>の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付 (9) (略) 	 (1)~(7) (略) (8) 広域連合条例<u>附則第5条第1項</u>の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付 (9) (略)